

長久手市地域防災計画修正(案)の概要について

説明項目

- 1 愛知県地域防災計画の修正の概要
- 2 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨
- 3 今後の予定

説明項目

- 1 愛知県地域防災計画の修正の概要
- 2 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨
- 3 今後の予定

修正事項

- 1 愛知県の取り組みに係る修正
- 2 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正
- 3 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に
伴う修正

愛知県地域防災計画の修正の概要

2 愛知県の取り組みに係る修正事項

- (1) 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設
- (2) ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開
- (3) 建設業団体の指定地方公共機関への指定

愛知県地域防災計画の修正の概要

(1) 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の対象とならない世帯の生活再建支援に資するため、県が補助金を交付する制度を創設

⇒ 被災者への経済的支援等

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。を追記

愛知県地域防災計画の修正の概要

被災者生活再建支援制度の概要

支援法適用

- 支援制度の対象となる自然災害
10世帯以上の住宅全壊被害が発生

国から
補助
1/2

都道府県の相互扶助に
おいて対応
(全都道府県の拠出による
基金から支援金を支給)

適用とならない災害

- ・平成29年8月の台風5号による竜巻で、
豊橋市において全壊・半壊した家屋被害が
12棟(全壊2棟、半壊10棟)発生したことが
発端

地方公共団体において
対応を検討
(愛知県が今年度創設)

愛知県地域防災計画の修正の概要

愛知県の被災者生活再建支援制度の概要

制度の対象となる被災世帯	支援金の支給額	
	被害程度 (基礎支援金)	再建方法 (加算支援金)
①全壊した世帯(全壊)	100万	○建設・購入:200万 ○補修:100万 ○賃借:50万
②半壊し、又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯(解体)	100万	
③住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯(長期避難)	100万	
④半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)	50万	

愛知県地域防災計画の修正の概要

2 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

- (1) 予想される水災の危険性の周知
- (2) 要配慮者施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (3) 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示
- (4) 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

愛知県修正防災計画の修正の概要

(3) 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成が義務付けられた避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨を公表することができるとされた。

⇒ 浸水想定区域のある市町村における措置

市町村長の指示等

市町村長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成しない場合において、利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。を追記

愛知県地域防災計画の修正の概要

3 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理
- (2) 港湾法の一部改正に伴う国土交通省への支援要請に係る記載の追加

説明項目

- 1 愛知県地域防災計画の修正の概要
- 2 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨
- 3 今後の予定

修正事項

- I 地域防災計画修正の根拠
- II 愛知県の取り組みに係る修正事項
- III 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正
- IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正
- V 市の取り組み等に係る修正事項

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠(P1)

・市町村地域防災計画とは

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画

毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

(災害対策基本法第42条)

・市町村防災会議の所掌事務

地域防災計画の作成、修正(災害対策基本法第16条)

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅱ 愛知県の取り組みに係る修正事項(P1)

- 1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設
- 2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅱ 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設(P1～P2)

県の被災者生活再建支援に係る独自制度の創設を受け、本市も新たに関連要綱を定め、制度を創設したものの。

⇒ 被災者への経済的支援等

また、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市として当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費の一部を県費補助金から助成を受ける。を追記

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅱ 愛知県の取り組みに係る修正事項

- 2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開(P4)
地域の防災関係者間で日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

⇒ ボランティア団体等の受入れ

この際、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等ボランティア団体との情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開できるよう努める。を追記

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

- 1 予想される水害の危険性の周知
- 2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- 3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

1 予想される水害の危険性の周知(P5)

水防法の改正に伴い、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、予想される水災の危険性を住民等に周知させることになった。

⇒ 河川予防対策

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要とされる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、**予想される水災の危険性を住民等に周知させなければならない。**

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(P6)

要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成、市長への報告及び訓練の実施を行うこととなった。

⇒ 要配慮者利用施設における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者及び管理者は以下の事項をしなければならない。

1 計画の作成：**必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告**

2 訓練の実施：**避難訓練の実施** それぞれを追記

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(P6)

施設名	避難確保計画作成の有無	避難訓練
たいようの杜	作成済	実施済
もりの幼稚園	作成中	未実施
さがみねハウス	作成済	未実施

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

- 1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

V 市の取り組み等に係る修正事項

- 1 消防の広域化に伴う修正及び記載の追加
- 2 長久手市避難行動要支援者対応マニュアルの修正に伴う記載の整理

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理(P8)
いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定すること等とした。

⇒ 避難勧告等の発令基準等についての留意事項
避難勧告・指示(緊急)を発令する基準について、降水量や河川水位など、いざというとき市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定できるよう努めるものとする。

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

V 市の取り組み等に係る修正事項

1 消防の広域化に伴う修正及び記載の追加(P9)

平成30年4月の消防の広域化に伴い市の消防本部から尾三消防組合長久手消防署と変更になったことに伴う修正及び記載の追加

⇒ 尾三消防組合

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 火災等発生防止に関する広報
- 3 火災等防除のための警戒活動を実施
- 4 迅速な救急救助のための体制づくり
- 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- 6 防災活動に協力
- 7 水防、消防、浸水活動対策を実施
- 8 水防、消防、浸水対策、救助そのほか業務施設、設備の整備等を追記

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

V 市の取り組み等に係る修正事項

2 長久手市避難行動要支援者対応マニュアルの修正に伴う記載の整理(P10)

消防の広域化に伴い対応マニュアルを修正したことに伴う修正を実施

⇒ 避難行動要支援者対策

支援団体への事前の台帳(避難行動要支援者)の提供

ア 市

イ 長久手市民生委員・児童委員協議会

ウ 長久手市社会福祉協議会

エ 地域包括支援センター

オ 自主防災組織

カ まちづくり協議会・自治会連合会・区・区会

説明項目

- 1 愛知県地域防災計画の修正の概要
- 2 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨
- 3 今後の予定

3 今後の予定

	平成31年			平成32年	
月	2月	3月	6月頃	2月	3月
		防災会議	防災会議		防災会議
30年度修正	尾張県民事務所との 事前協議	30年度市計画 (修正案)の承認	県との本協議 県からの30年度 市計画(修正案)の 承認報告		
31年度修正			県から31年度県計画 (修正案)を受領	尾張県民事務所との 事前協議	31年度市計画 (修正案)の承認
				県計画(修正案)に基づき 市計画を修正	